

第 37 回 上越市景観審議会 次第

日時：令和 2 年 12 月 22 日(火)午後 2 時～
会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 部長あいさつ
4. 会長及び副会長の選出
5. 報告事項
 - (1) 上越市景観計画における進捗状況及び今後の進め方について
 - (2) 令和 2 年度の景観事業の報告について
 - (3) 新潟県景観計画の策定について
6. 閉 会

上越市景観計画における
進捗状況及び今後の進め方

目次

1 総論	1
(1) 作成の趣旨	1
(2) 期間	1
(3) 全体の構成	1
2 上越市景観計画に掲げている「景観づくり」の主な取組及び進捗状況	2
3 今期（令和3年度～令和7年度）に進めていく取組	6
(1) 継続的な取組	6
(2) 拡充する取組	7
(3) 新たな取組	9
4 次期（令和8年度以降）に向けて整理が必要な取組	10
(1) 景観資産の特定	10
(2) 景観づくりに関する支援等の検討	10
5 取組に関する推進スケジュール	11
6 取組に関する成果指標と目標値	11

1. 総論

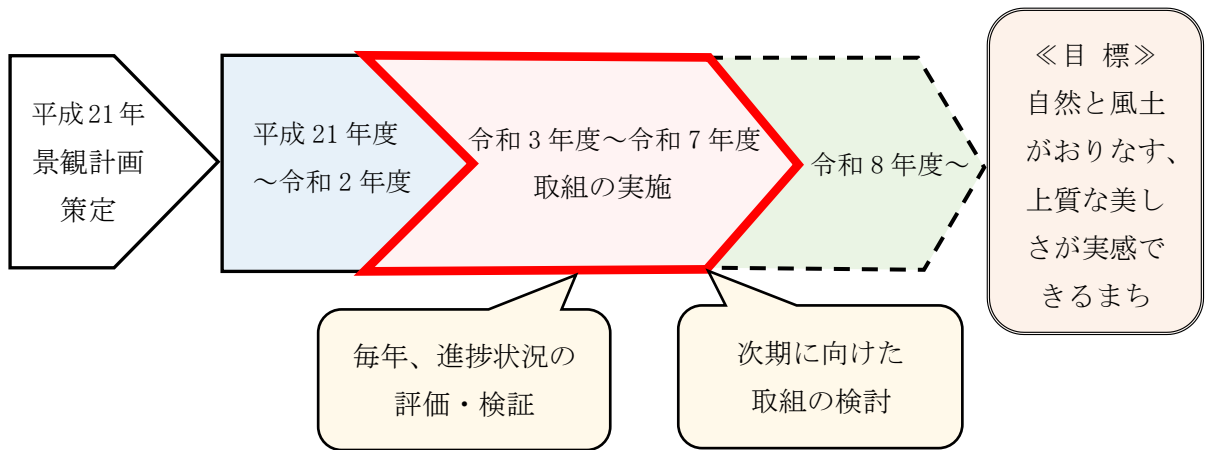
(1) 作成の趣旨

上越市は、「自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち」を目標として、平成 21 年度に「上越市景観計画」を策定しました。

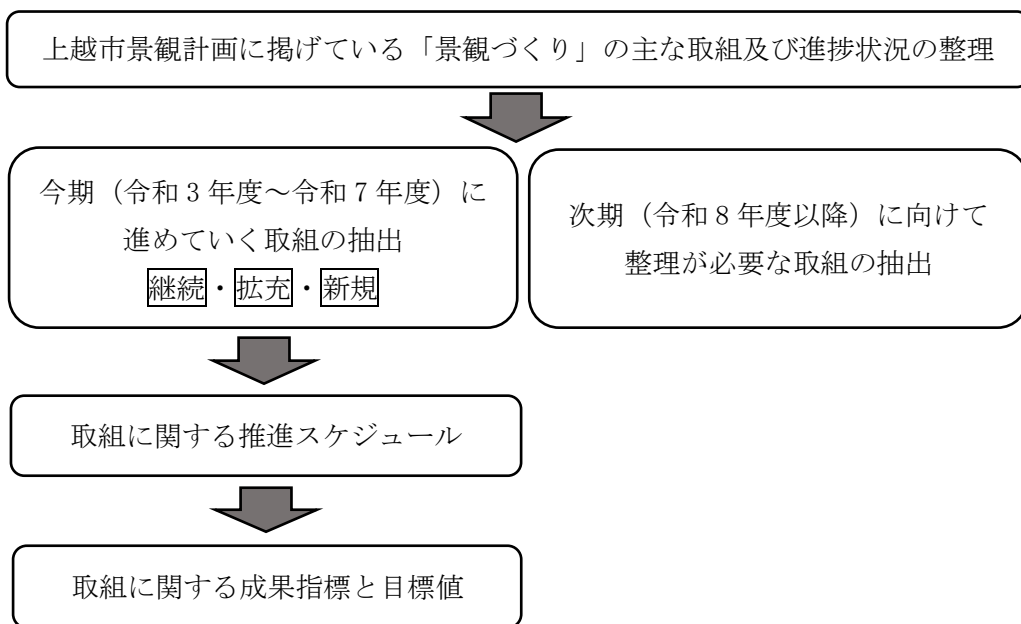
上越市景観計画策定から 10 年以上が経過した中で、改めて現状を整理し、景観施策を総合的かつ計画的に進めるため、今後 5 年間の具体的に行う取組を記載した「上越市景観計画における進捗状況及び今後の進め方」を作成しました。

(2) 期間

期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の一つの周期として、取組を進めていくこととします。



(3) 全体の構成



2. 上越市景観計画に掲げている「景観づくり」の主な取組及び進捗状況

上越市景観計画に掲げている「景観づくり」に対して、主な取組状況について整理をしました。

<取組状況の凡例>

- ◎：積極的に取り組んでいる … 8割～10割程度の取組を実施
- ：概ね取り組んでいる … 5割～7割程度の取組を実施
- △：一部、取組を行っている … 1割～4割程度の取組を実施
- ×：取組を行っていない … 未着手

第4章 良好な景観づくりの取組	
4-1 上越市の景観資産の共有 (景観計画：P24～P29)	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観資産について、平成24年度に「豊かな自然」10件を選定し、市のHPやSNSを通じて周知している。 	○
4-2 市民と行政の協働・連携	
(1) 市民自ら率先して取り組む活動への協力、支援 (景観計画：P30)	
<ul style="list-style-type: none"> ・南本町三丁目を景観まちづくりのモデル地区とし、平成28年度から活動支援を実施している。 ・景観セミナーの実施（平成12年度～平成30年度）や景観情報誌（平成10年度～平成30年度）による情報提供を実施してきた。 ・事業者が計画している建築物等について、景観アドバイザーによるアドバイスを実施している。 ・景観に関する取組について、市のHPやSNSを通じて周知している。 	◎
(2) 景観づくり推進組織の認定と景観整備機構への展開 (景観計画：P30～P31)	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくり推進組織の認定に向けての誘導施策として、補助事業を制度化したが実績がなかった。（平成27年度～平成30年度） ・景観整備機構の指定に向けて、検討する段階には至っていない。 	△
(3) 景観協定の認定 (景観計画：P31)	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観協定の認定の誘導に向けて、検討する段階には至っていない。（認定実績なし） 	×
(4) 景観協議会の設立 (景観計画：P31)	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観協議会の設立の誘導へ向けて、検討する段階には至っていない。（設立実績なし） 	×

4-3 行政内の関連分野の連携

(1) 景観づくりを推進する仕組みの充実 (景観計画：P32)	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の設計部局と連携を図り、設計段階において、景観に対する配慮を行うため、景観アドバイザーによるアドバイスを実施している。 ・職員の知識技能向上のため、職員向けの景観セミナーを実施してきた。 ・総合設計制度や設計者の選定方法等の仕組みづくりについて、検討する段階には至っていない。 	○
(2) ①国・県・公益事業者との協力・連携 (景観計画：P32)	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画や環境色彩ガイドラインについては周知しており、国、県の公共施設等についても景観アドバイザーによるアドバイスを実施している。 ・しかし、隣接市との眺望景観などの連携体制について、検討する段階には至っていない。 	○
(2) ②市内関連分野との連携 (景観計画：P32～P33)	
<p>■ 関連分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築関連分野・都市計画分野・観光分野・環境分野・教育分野・農林業分野・文化財分野との連携については、各分野の計画等と整合を図りながら、業務を行っている。 <p>※各分野の計画：都市計画マスタープラン、上越市第五次観光振興計画、上越市第3次環境基本計画、上越市指定棚田地域振興活動計画、上越農業振興地域整備計画</p> <p>■ 主な連携内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築関連、都市計画分野としては、良好な都市環境の形成を図るために、市内の35地区において地区計画を定めており、景観に配慮したまちなみづくりを実施している。 ・教育分野としては、上越総合技術高等学校の生徒と連携し、平成28年度から南本町三丁目の景観まちづくり活動を行っている。 ・文化財分野としては、景観法に基づく届出の事前相談の際に、文化財等が周囲にある場合は、周囲の建物や自然環境に配慮するようにお願いしている。 	○
4-4 景観づくり誘導施策の強化	
(1) 事前相談制度の確立 (景観計画：P34)	
<p>■ 景観アドバイザー制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観アドバイザー制度について、平成15年度から実施している。 ・公共施設、民間施設について、「色彩」「照明」「デザイン」の専門家からのアドバイスを基に周辺環境に調和するように誘導し、景観の向上の推進を図っている。 	◎
<p>■ 上越市景観審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、景観審議会を開催し、事業の報告等をしているが、進捗管理や評価を受ける段階には至っていない。 	○

(2) 関連業界への周知 (景観計画：P34)		
<ul style="list-style-type: none"> ・景観への配慮については、可能な範囲で指導・誘導を実施している。 ・届出制度については、適宜、県内の関係事業者に周知を行っている。 ・しかし、景観に配慮した事業展開をしている業界のイメージアップにつながる施策については、検討する段階には至っていない。 	○	
4-5 景観づくりを支える各種支援		
(1) 規制緩和などによる法的支援 (景観計画：P35)		
<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物を指定する段階には至っていないため、景観重要建造物の建築基準法による制限の一部緩和や安全面からの措置の担保について検討は行っていない。 	×	
(2) 財源の確保 (景観計画：P35)		
<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保の仕組みの構築や、柔軟に活用できる財源確保などについて、検討する段階には至っていない。 	×	
(3) その他の支援策 (景観計画：P35)		
<ul style="list-style-type: none"> ・景観資産を大切にするための施策として、平成 16 年度に雁木整備事業補助金を制度化し、継続している。 ・南本町三丁目を景観まちづくりのモデル地区とし、平成 28 年度から活動支援を実施している。 ・景観づくり推進組織の認定に向けての誘導施策として、補助事業を制度化したが実績がなかった。 ・景観に関する取組について、市の HP や SNS を通じて周知している。 	○	
4-6 景観づくりの進行管理		
(1) 報告、評価 (景観計画：P36)		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、景観審議会を開催しているが、事業報告のみであり、景観計画に基づく取組に対する評価を受ける段階には至っていない。 ・よって、市民への公表を行う段階には至っていない。 	△	
(2) 計画の点検、見直し (景観計画：P36)		
<ul style="list-style-type: none"> ・4 年ごとに「市民の声アンケート」を実施しており、「美しい街並みや景観の形成」についての満足度や重要度を調査している。 ・しかし、取組の実行計画が明確になっていないことから、進行状況等の点検が実施できず、景観審議会の評価を受ける段階には至っていない。 	△	
(3) 将来の変動が予想される事業 (景観計画：P36)		
<ul style="list-style-type: none"> ・新設する公共施設については、設計段階からアドバイザー会議に諮りながら協議をしている。 	○	

第5章 良好な景観づくりの実現手法	
5-1 景観計画区域	
(1) 景観計画区域 (景観計画：P38)	
・上越市全域を景観計画区域(景観法第8条第2項第1号)とし、良好な景観を保存する取組を実施している。	◎
(2) 景観づくり重点区域 (景観計画：P39)	
・安塚区全域を平成21年に景観づくり重点区域に指定した。 ・南本町三丁目地区について、将来的に重点区域の指定が行えるように、地元と協議を進めている。	○
(3) 景観地区 (景観計画：P40)	
・景観地区の指定について、検討する段階には至っていない。	×
5-4. 景観重要建造物の指定方針 (景観計画：P50～P51)	
・景観法(景観法第8条第2項第3号)に基づき、景観計画において指定方針を定めることとなっているため、指定方針を定めている。 ・なお、指定について、検討する段階には至っていない。	△
5-5. 景観重要樹木の指定方針 (景観計画：P52)	
・景観法(景観法第8条第2項第3号)に基づき、景観計画において指定方針を定めることとなっているため、指定方針を定めている。 ・なお、指定について、検討する段階には至っていない。	△
5-6. 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項 (景観計画：P53)	
・景観法(景観法第8条第2項第4号イ)に基づき、良好な景観形成のために必要なものとして、景観計画において、行為の制限に関する事項を定めている。 ・新潟県屋外広告物条例の規定に基づき、県が審査を実施しているが、可能な範囲で指導・誘導を行っている。 ・上越市屋外広告物条例の制定と権限移譲について内部協議は行っているが、課題整理で留まっている。	△
5-7. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準 (景観計画：P54)	
・景観法(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ)に基づき、良好な景観形成のために必要なものとして、景観計画において、良好な景観の形成に重要な公共施設の整備に関する事項を定めている。 ・整備や許可の基準等について、検討する段階には至っていない。	×
5-8. 景観農業振興地域整備計画区域の策定に関する基本的な事項 (景観計画：P55)	
・景観法(景観法第8条第2項第4号二)に基づき、良好な景観形成のために必要なものとして、景観計画において、基本的な事項を定めている。 ・景観農業振興地域整備計画の策定について、検討する段階には至っていない。	×

3. 今期（令和3年度～令和7年度）に進めていく取組

（1）継続的な取組

<基本的な考え方>

- ◆良好な景観づくりを推進するため、これまで取り組んできた事業等を引き続き取り組んでいく。

① 南本町三丁目景観まちづくり事業の推進

- 【景観計画 4-2 「市民と行政の協働・連携」 関連】
- ・景観づくりを推進するため、モデル地区として、平成28年度から重点的に取り組んでいる南本町三丁目景観まちづくり事業について、活動内容をPRし、他地区へ波及させていく必要がある。
- ・よって、今までの活動を将来につなげていくためにも、地区指定に向けた取組を推進する。

② 庁内関連分野との連携

- 【景観計画 4-3 「行政内の関連分野の連携」 関連】
- ・関連する計画と整合を図るとともに、公共施設事業等を実施する場合には、調整・情報交換の体制を整え、連携を強化していく。

③ 届出制度の実施

- 【景観計画 4-4 「景観づくり誘導施策の強化」 関連】
- ・景観法に基づく届出制度において、的確な審査を行うとともに、積極的に事前相談を行うなど、景観に配慮した計画となるように適切な助言及び指導を行っていく。

④ 景観アドバイザー制度の実施

- 【景観計画 4-4 「景観づくり誘導施策の強化」 関連】
- ・より多くの案件についてアドバイスが実施できるように、アドバイザー制度のPRを実施していく。
- ・また、上越市建設技術協会などの研修会で景観アドバイザーを講師にすることでアドバイザー制度の周知・PRを図っていく。

⑤ 関連業界への周知

- 【景観計画 4-4 「景観づくり誘導施策の強化」 関連】
- ・随時、必要な情報提供を行いながら、周知を継続していく。

⑥ SNS等による情報発信

- 【景観計画 4-4 「景観づくり誘導施策の強化」 関連】
- ・随時、景観事業の情報発信を行いながら、市民等の意識啓発を図っていく。

⑦ 上越市景観審議会の開催

- 【景観計画 4-6 「景観づくりの進行管理」 関連】
- ・景観計画の進行管理や景観施策などに関して、報告を行い、意見を求め、評価を受けていく。

(2) 拡充する取組

<基本的な考え方>

- ◆良好な景観づくりを推進するため、現在、重点的に取り組んでいる景観まちづくり活動について、他地区へ波及させていく必要があることから、取組の拡充を図る。

① 景観に関する地区指定

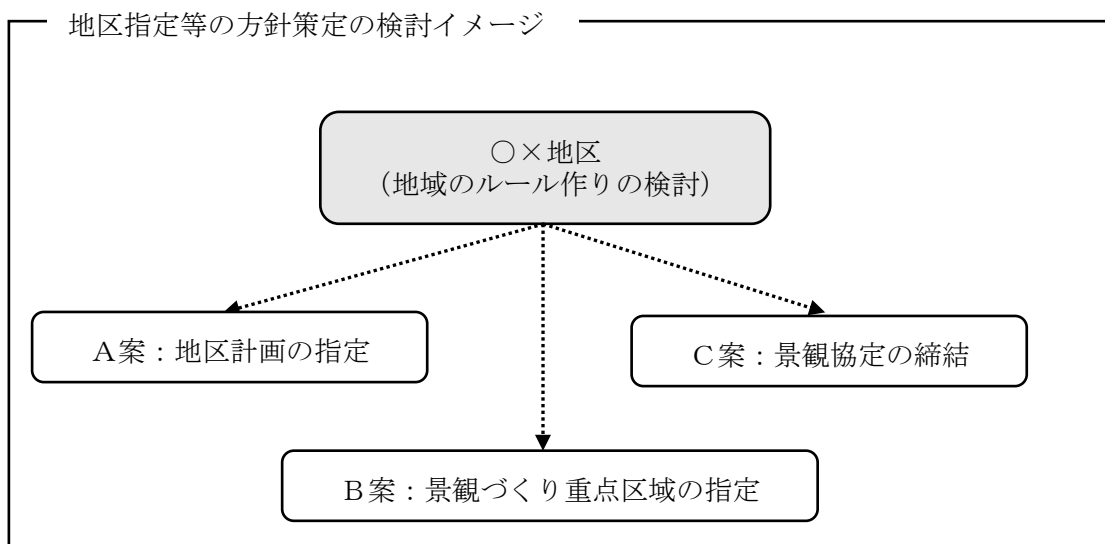
----- 【景観計画 4-2「市民と行政の協働・連携」関連】

<<優先的に取り組む理由>>

- ・市の上位計画に基づき実施している事業と連携することにより、他地区においても景観まちづくり活動を波及させることで、まちづくりの相乗効果が期待できる。
- ・他地区への波及については、行政と地域において関係性を築いていく必要があるが、地域独自のルール作りから法的規制の地区指定等の実施に向けた方針を策定し、地区指定を誘導することが、景観まちづくりの推進につながる。

<<具体的な取組>>

- ① 地区独自のルールづくりの支援
- ② 目的に応じた地区指定の手法の整理
- ③ 地区の状況に応じた地区指定の方針を作成
※都市計画区域内、都市計画区域外における地区指定の方針等の検討
- ④ 方針に基づき、地区指定の実施



② 中山間地域における景観まちづくりの波及

----- 【景観計画 4-4 「景観づくり誘導施策の強化」 関連】

《優先的に取り組む理由》

- ・市が指定棚田地域振興活動計画を策定するなど棚田地域の振興が進められている。棚田の保全活動や棚田を活用したまちづくり活動は良好な景観づくりの推進につながるため、景観づくりへ誘導をすべく、景観アドバイザー制度や SNS 等を活用し支援していく必要がある。

《具体的な取組》

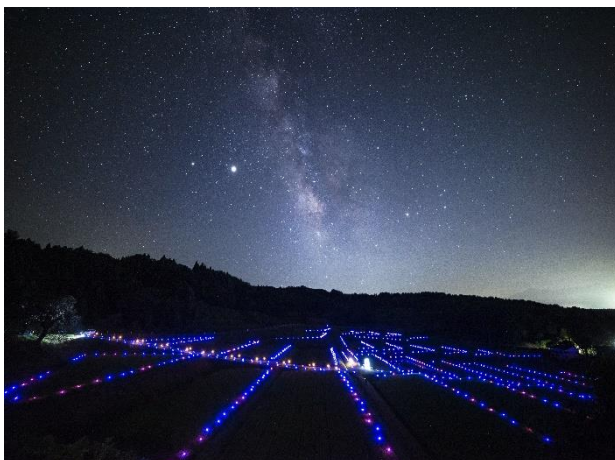
- ① 既に行っている棚田保全活動や景観づくり活動の取組状況の把握
- ② 今後、新たに予定している活動の把握
- ③ 景観アドバイザー制度の活用を検討
- ④ SNS による情報発信

(例) 棚田を活用した夜間景観のイベントなどの景観に関するまちづくり活動

- ・LED ライトを使った棚田でのイベント実施
→景観アドバイザーによるアドバイスを行う。
※夜景に映える照明にするため、景観アドバイザーで誘導し、景観に対する意識の啓発を図る。
- ・棚田マップに関する看板の設置
→景観アドバイザーによるアドバイスを行う。
※看板をより良いデザインにするため、景観アドバイザーで誘導し、景観に対する意識の啓発を図る。

(例) 棚田の保全活動を通じた景観づくりの活動紹介及び取組の波及

- ・棚田の保全活動や景観づくりの活動を実施
→活動中の写真や活動後の風景（夕焼けの棚田等）の写真を市の SNS で情報発信する。
※景観づくりの意識啓発や取組の波及を図る。



<牧区 ライトアップの風景>



<安塚区 柳葉ひまわりと棚田の風景>

(3) 新たな取組

<基本的な考え方>

- ◆良好な景観づくりを推進するため、新たな取組について着手していく。

① 屋外広告物の景観ガイドラインの作成

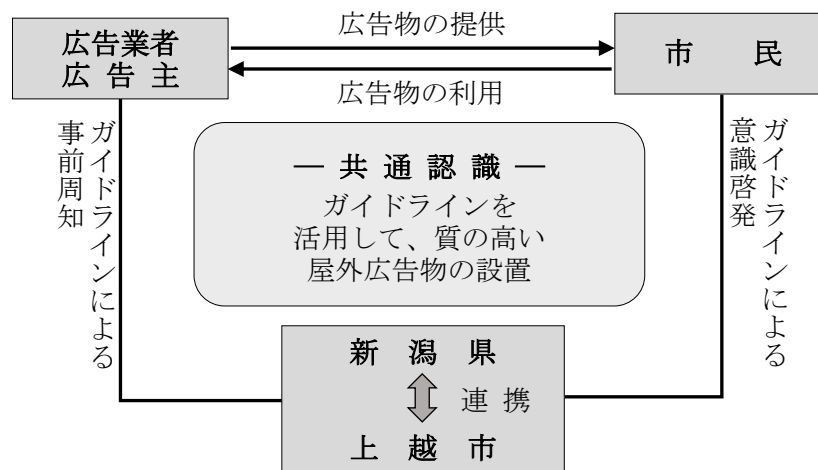
- 【景観計画 4-4 「景観づくり誘導施策の強化」 関連】
- 【景観計画 5-6 「屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項」 関連】

《優先的に取り組む理由》

- ・屋外広告物は、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、周辺環境への影響が極めて大きいことから、建築物等の行為の制限と併せた一体的な景観誘導が求められる。
- ・しかし、屋外広告物については、現在、「新潟県屋外広告物条例」が適用されており、景観法の規制の対象外となっている。
- ・よって、景観面からのアプローチとして、屋外広告物の景観ガイドラインの作成を行い、良好な景観形成に配慮すべき事項や推奨値を提示するなどして、意識啓発を図っていく。

《具体的な取組》

- ① 屋外広告物の現状の把握
- ② 現状の屋外広告物の事例を基に改善イメージ（案）の作成
- ③ 表示の位置、高さ、面積、地色の推奨値（案）の作成
- ④ 屋外広告物の景観ガイドラインの作成
- ⑤ 関係団体等への周知



4. 次期（令和8年度以降）に向けて整理が必要な取組

<基本的な考え方>

- ◆今後の展開について、課題等の整理が必要な取組については、今期（令和3年度～令和7年度）には、具体的な取組は実施しない。
- ◆しかし、次期（令和8年度以降）で取組が実施できるように、課題について検討・整理を行う。

(1) 景観資産の特定

-----【景観計画 4-1「上越市の景観資産の共有」関連】

《今期（令和3年度～令和7年度）に優先的に取り組まない理由》

- ・平成24年度に「豊かな自然」10件を景観資産として特定したが、「まちなみ」や「建造物」などの景観資産については、個人が所有する財産であるため、これらの分野の特定には慎重な検討が必要であると考えます。
- ・また、景観資産を「市民みんなの宝物」として、どのように考えて取り組んでいくべきなのか検討が必要であるため、「今期（令和3年度～令和7年度）に進めていく取組」としては具体的な取組は実施せず、課題の整理を行う。

《整理が必要な事項》

- ・景観資産を大切にするための取組につながるような仕組みづくりについて検討する必要がある。
- ・「豊かな自然」以外の資産の特定について、方針を検討する必要がある。
- ・「景観資産」と「景観重要建造物」、「景観重要樹木」との関連性も含め、再度、整理する必要がある。

(2) 景観づくりに関する支援等の検討

-----【景観計画 4-5「景観づくりを支える各種支援」関連】

《今期（令和3年度～令和7年度）に優先的に取り組まない理由》

- ・他地区において、景観まちづくり活動に対する具体的な動きが出てくることを想定し、柔軟に活用できる助成等の検討が必要であると考えます。
- ・よって、現段階においては具体的な検討は行わず、課題の整理を行う。

《整理が必要な事項》

- ・景観まちづくり活動で、どのような支援・助成が求められるのかの検討
- ・他市の事例や国・県等の補助制度の調査
- ・景観づくりファンド（基金）の創設に向けての課題整理

5. 取組に関する推進スケジュール

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 継続的な取組	継続事業	継続事業の実施				
(2) 拡充する取組	地区指定	地区指定の手法の整理				
		地区指定の方針策定				
		新たな地区の掘り起こし・地区指定の実施				
	中山間地域における景観まちづくりの波及	現況把握		新たに予定している活動の把握		
アドバイザー制度の活用（区と連携）						
SNSによる情報発信（区と連携）						
(3) 新たな取組	屋外広告物の景観ガイドラインの作成	現況把握				
		改善イメージの作成 推奨値の作成				
		ガイドラインの運用 ※必要に応じて見直し				

6. 取組に関する成果指標と目標値（目標年度：令和7年度末）

取組項目	成果指標	現状値	目標値	備考
景観づくりの誘導施策の強化	景観の行為の届出について基準に適合しない件数	0件/年	0件/年	第6次総合計画の目標値と整合
	アドバイザー件数	58件/年	60件/年	現状値：H27～R1の平均値
	景観づくり重点区域の指定数	1地区	38地区	
	地区計画の指定数	35地区		
	景観協定の締結数	0地区		

(参考)

意識啓発 (市民アンケート)	美しい街並みや景観の形成の満足度指数 「満足/やや満足」	16.3%	現状値はH30年の市民アンケート結果の指数であり、この数値が高くなるように景観事業に取り組んでいく。
	美しい街並みや景観の形成の今後の重要度指数 「重要/ある程度重要」	51.1%	

資料No.2

令和2年度の景観事業の報告

1. 誘導施策

《景観法に基づく届出制度の実施》

[届出件数]

年度	地域	件数	内訳						
			商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	鉄塔	その他
H30	上越市全域	100	7	3	4	23	15	26	22
	景観づくり重点区域 ＝安塚区全域（内数）	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
R1	上越市全域	99	15	5	9	16	17	13	24
	景観づくり重点区域 ＝安塚区全域（内数）	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
R2	上越市全域	61	6	3	0	5	7	17	23
	景観づくり重点区域 ＝安塚区全域（内数）	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)

（令和2年度は11月末までの件数）

《景観アドバイザー制度の実施》

[景観アドバイザー]

- ・色 彩：吉田慎悟 氏
- ・照 明：稲葉 裕 氏
- ・デザイン：島津勝弘 氏

[景観アドバイス件数]

年度	アドバイ ス件数	アドバイスの区分			施設内訳					
		色彩	照明	デザ イン	商業	学校	福祉 施設	工場	共同 住宅	その他
H30	60	44	10	9	2	6	7	7	5	33
R1	35	29	13	0	4	4	1	2	1	23
R2	19	14	6	0	0	6	0	0	0	13

（令和2年度は11月末までの件数）

※一つの案件に複数アドバイスをを行う場合があるため、アドバイス件数と区分の合計は一致していません。

※メールでのアドバイスを含まず。

2. 意識啓発

《SNS (Facebook・Twitter・Instagram、アメーバブログ) を活用した景観情報の発信》

内 容		回 数
景観資産の紹介		4
景観アドバイザー会議の紹介		1
南本町三丁目 景観まちづくり活動 の紹介	地元の活動内容の紹介	6
	上越総合技術高等学校の生徒との連携の紹介	4
その他周知		1
計		16

(令和2年4月～11月末までの件数)

3. 景観まちづくり活動支援 (南本町三丁目景観まちづくり活動の支援)

《活動①：縁台づくり活動の実施》

- ・実施日：令和2年6月6日(土)、6月14日(日)
- ・参加者：町内6名
- ・地域の賑わいを創り出すために、イベント時等に雁木通りに設置する縁台を作成

《活動②：修景活動の実施》

- ・実施日：令和2年7月18日(土)
- ・参加者：町内6名、上越総合技術高等学校の生徒・教諭10名
- ・修景のモデルケースづくりとして、「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」に沿った修景活動を実施

《活動③：灯りイベントの実施》

- ・実施日：令和2年8月21日(金)
- ・参加者：町内3名、上越総合技術高等学校の生徒・教諭5名
- ・高校生と連携し、夜間景観の向上の一環として、手作り行灯や影絵の展示を実施

《活動④：情報誌等の発行》

- ・令和2年11月に景観情報誌「なん・ぽん・さん」を発行
- ・SNSでの情報発信

《活動⑤：展示台の作成》

- ・交流スペースに設置する展示台を作成(上越総合技術高等学校の生徒)

《活動⑥：住居表示板の作成》

- ・雁木通りの彩り活動として、雁木の柱に設置する住居表示板を作成

《活動⑦：雁木通りの任意協定書及びガイドラインの見直しの検討》

- ・景観づくり重点区域の指定に向けて、雁木通りの任意協定書及びガイドラインの見直しを検討

新潟県景観計画

令和2年9月

新 潟 県

目次

1. はじめに	1
2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）	1
3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）	2
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）	4
5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）	5
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）	5
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）	5
8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）	5
別図1 新潟県景観計画区域図	6
別表1 届出対象行為	7
別表2 景観形成基準	8
別図2 新潟県景観計画区域のゾーニング	10

1. はじめに

新潟県の「景観」は、四季折々の表情を見せる雄大な山々や大河、日本海といった美しい自然を背景に、人々の暮らしと営みの歴史の中で、長い年月をかけて育まれ、受け継がれてきたものである。南北に長く続き、多様な地形や気候を有する県土においては、地域ごとに異なる特徴を有しており、それらが一体となって地域固有の魅力的な景観を形成している。

しかし、全国より早いペースで少子高齢化が進展し、地域の活動を支える担い手が不足してきている中で、農山村地域では周辺の自然や田園風景と調和した伝統的な集落のたたずまい、市街地では地域の歴史を反映したまちなみなど、これまであたり前のように受け継がれてきた日常の景観が失われていく危機に直面している。

こうした中で、新潟県景観計画は、県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的として、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めるものとする。

2. 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

景観計画区域は、新潟県の区域のうち、景観行政団体である市町村の区域を除く県土全域とする。（別図 1 「新潟県景観計画区域図」のとおり）

（景観重要区域）

景観計画区域内において、県土の景観形成を図る上で特に重要な区域を景観重要区域に定めることができる。

なお、景観重要区域の設定の方針は以下のとおりとする。

- ① 2 以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域
- ② 歴史的若しくは文化的意義を有する施設の周辺の区域又は観光振興を図る上で特に重要な区域であって、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域

3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、次のとおりとする。

（1）地域特性を踏まえた景観づくり

景観は長い年月をかけて創り上げるものであり、新潟県の自然、歴史、文化といった風土に根差した景観資源を貴重な財産として守り、オーセンティシティを重視して後世に継承していくことが必要である。

景観を構成する自然や地形、歴史や文化等が類似する地域では、景観の捉え方や創り方も共通する点が多いため、県土の特性を踏まえ、良好な景観の形成に関する方針は以下のとおりとする。

※オーセンティシティ：真正性、本物であること

1) 雄大な山々をはじめとした河川や海岸、潟等の豊かな県土の自然環境

- ・山々や水辺の自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺景観と調和した良好な景観形成に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、これらの自然景観が県土の様々な景観の背景となることに留意し、眺望を妨げないように配慮する。

2) 農山漁村の営みと暮らしの中で培われてきた地域風土

- ・中山間地域や里山における営みと暮らしの景観を守り、生活環境と一体となった良好な景観形成に努める。
- ・地域の特徴的な原風景や雪国ならではの建築様式等を継承し、新潟らしい集落景観の保全・形成に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、広大な平野部の田園景観や山並みへの眺望景観を損なわないように配慮する。

3) 都市の発展の歴史が創り上げた多種多様な景観

- ・地域固有の歴史的遺産やまちなみ等の保全とともに、周辺景観と調和した環境整備やまち並み修景等により、歴史的なまちなみ景観の保全・形成に努める。
- ・駅や港、中心市街地等における「まちの顔」としてふさわしい魅力ある景観の創出を図るとともに、賑わいのある景観の演出に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、周辺景観への調和に配慮するとともに、街路樹等による緑化や統一感のある沿道景観の形成に努める。

(2) 広域景観に関する景観づくり

市町村の区域を越えて共通する自然や風土等によって構成される景観は、地域内外の人々に親しまれる広域景観として、連続性や調和に配慮した景観誘導を図る必要があるため、以下のように努めるものとする。

1) 山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域

- ・山岳・河川・海辺等の美しい自然景観は、市街地や田園等の背景となることに留意し、視対象としての保全や周辺環境に配慮した広域的な景観の形成に努める。
- ・地域のシンボルとなる山並み等への見通しや眺望等に配慮した遠景の景観形成に努める。

2) 人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿線地域

- ・幹線道路や鉄道では、地域間をつなぐ広域的な景観の軸として魅力ある沿道景観を創出するため、地域間の連続性や周辺環境に配慮し、統一感のある景観の形成に努める。
- ・視点場として魅力ある車窓景観を確保できるように、周囲の景観に配慮した道路空間の形成に努めるとともに、周辺の建造物の景観誘導を図る。

3) 歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す地域

- ・地域で培われてきた有形無形の歴史・文化によるつながりを尊重し、地域の誇りある景観や文化を保全・継承し、地域間の連携による広域的な景観の形成に努める。

4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

景観計画区域では、届出対象行為と区域及び行為ごとの景観形成基準を定め、必要な行為の制限を行うことにより、良好な景観の形成を図る。

（1）届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為は、別表1のとおりとする。

（2）適用除外行為

法及び条例に基づく適用除外行為は、以下のとおりとする。

- ① 法第16条第1項各号に掲げる行為で、一定の規模以下のもの。
- ② 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。
- ③ 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出、協議して行う行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもの。

（3）景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観形成基準は、別表2のとおりとする。

この基準を基本としながら、建造物等の特性や周囲の状況、市町村や地域の特性などを総合的に判断し、良好な景観形成を目指すものとする。

5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

新潟県の良好な景観の形成を図る上で、特に重要な建造物や樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木に指定する。

（1）指定基準

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観や樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（2）指定方法

指定にあたっては、新潟県景観審議会の意見を聴いた上で、指定を行う。

6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物は、景観に大きな影響を与える要素であることから、「新潟県屋外広告物条例」と本計画で定める「4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」により、建築物等と一体的な規制誘導を行い、良好な景観の形成を図る。

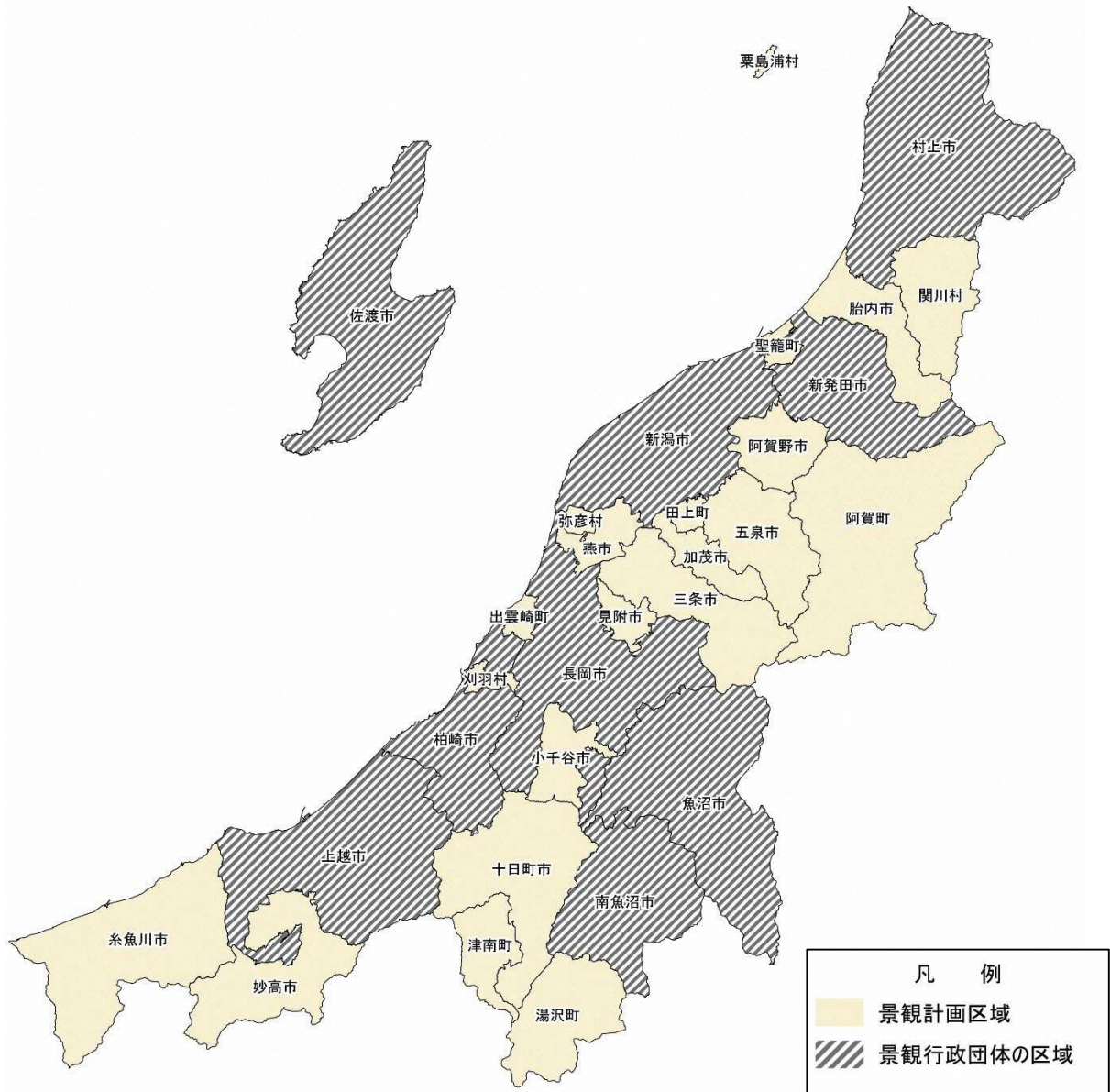
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）

道路や河川、都市公園等の公共施設は景観の形成を図る上で重要な構成要素となることから、県土の骨格となる広域的な道路や河川等、景観上特に重要なものを重要景観公共施設に定める。

8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）

地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた「3. 良好な景観の形成に関する方針」に基づき策定するものとする。

別図1 新潟県景観計画区域図



別表1 届出対象行為

行為	規模等
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する建築物の新築又は移転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積^{※1}1,000 m²を超えるもの ・ 高さ15mを超えるもの 2 以下のいずれかに該当する建築物の増築又は改築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の建築面積が1,000 m²を超え、かつ、行為に係る建築面積が200 m²を超えるもの ・ 行為後の高さが15mを超え、かつ、行為に係る建築面積が10 m²を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが15mを超えるものに限る） 3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記1の規模に該当し、行為に係る壁面又は屋根面の面積が各当該面の1/2を超えるもの
(2) 工作物 ^{※2} の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する工作物の新設又は移転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 築造面積1,000 m²を超えるもの ・ 高さ15mを超えるもの 2 以下のいずれかに該当する工作物の増築又は改築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の築造面積が1,000 m²を超え、かつ、行為に係る築造面積が200 m²を超えるもの ・ 行為後の高さが15mを超え、かつ、行為に係る築造面積が10 m²を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが15mを超えるものに限る） 3 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記1の規模に該当し、行為に係る面積が当該外観の1/2を超えるもの
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積3,000 m²を超えるもの ・ 法面の高さ5mを超えるもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積3,000 m²を超えるもの ・ 法面の高さ5mを超えるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積1,000 m²を超えるもの ・ 高さ3mを超えるもの

※1 建築行為の対象規模は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積によるものとする。

※2 対象とする工作物は以下に掲げるものとする。

①建築基準法施行令第138条に掲げる工作物

②架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の鉄塔

③太陽電池発電設備、風力発電設備（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物）

別表2 景観形成基準

行為	項目		内容
建築物・ 工作物	位置・ 規模	眺望	<ul style="list-style-type: none"> 地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望を妨げないような位置及び規模とするように努める。 稜線や斜面への配置はできる限り避け、地域のランドマークやスカイライン等への眺望をできる限り阻害しないような配置とするように努める。
		壁面の 位置	<ul style="list-style-type: none"> 自然区域や田園・集落区域では、道路等の敷地境界からできる限り後退するなど、ゆとりのある空間の創出に努める。 壁面の位置は、隣地や周辺との連続性や調和に配慮する。 ※「自然区域」、「田園・集落区域」は、別図2のとおり
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 自然区域や田園・集落区域では、周辺の山林や田園等の自然景観との調和に配慮し、周囲から著しく突出した印象を与えない高さとするように努める。 都市区域では、周辺のまちなみの連続性や調和に配慮し、高層の場合は高層部分を後退するなど、圧迫感を軽減するように努める。 ※「都市区域」は、別図2のとおり
	形態・ 意匠	外観	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性等を踏まえ、周辺景観と調和した形態意匠とするように努める。 全体として一体感が感じられるバランスのとれた形態意匠とするように努める。 長大な壁面はできる限り避け、分節化や陰影をつけるなど、単調な平滑面とならないよう努める。 周辺の建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減するように努める。
		素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮した素材を使用するとともに、地域の風土に合った地場産材等の活用を努める。 退色や剥離などによって景観を損なうことがないよう耐久性や耐候性に配慮し、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるように努める。 金属板やガラス等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射等による周辺への影響に配慮する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色調を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。 多色使いやアクセント色を使用する場合には、使用する色の数や面積、色彩相互の調和、バランス等に十分配慮する。 外観の基調色は、彩度6以上の使用を避けるとともに、明度3以上8以下かつ彩度4以下の色彩を使用するように努める。ただし、地域の事由等により、当該色彩以外の使用が妥当であると判断される場合は、この限りではない。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できる限り緑化を行うように努める。 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努める。 植栽にあたっては、地域に適した樹種を選定するように努める。 樹種の構成や樹木の配置については、成長による将来の樹形や維持管理に配慮する。

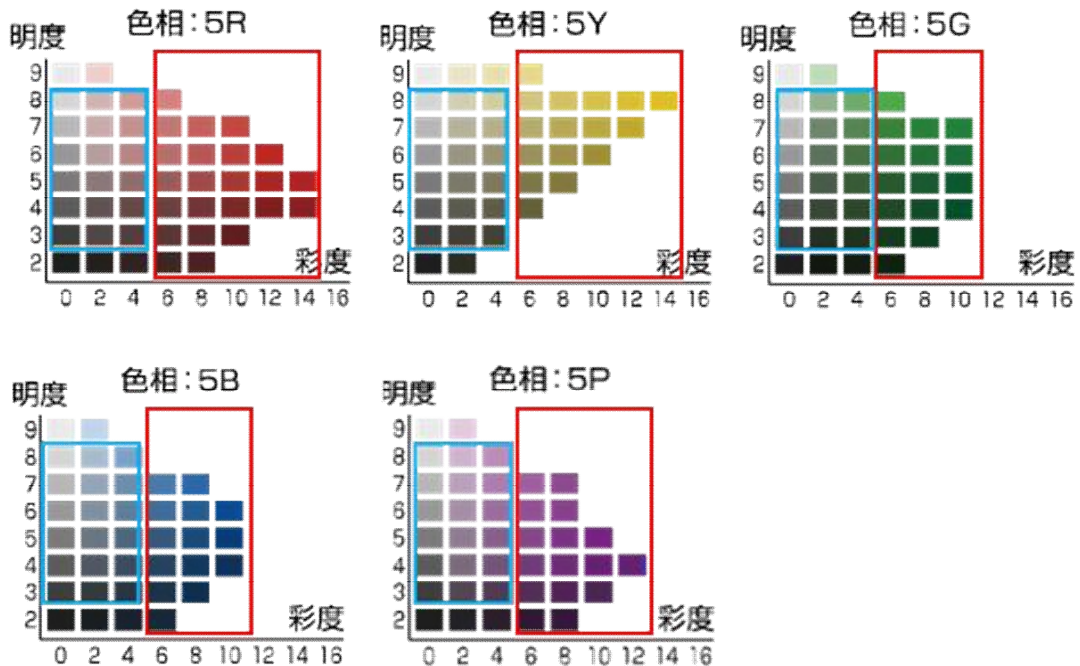
行為	項目	内容
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する設備や工作物等は、配置の工夫や植栽、塀、壁等で遮蔽するなど、道路等の公共空間からの見え方に配慮する。 ・屋外照明を設置する場合には、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないように努める。
開発行為 土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面や擁壁ができる限り生じないようにし、やむを得ない場合には、緩やかな勾配とし、緑化に努める。 ・擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により、周辺景観との調和に配慮する。 ・敷地内に樹形の優れた樹木がある場合には、できる限りそれらの保全や修景への活用に努める。
屋外の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さは、できる限り低く抑え、整然と行うように努める。 ・道路及び隣地との境界線から十分に間隔を取るように努める。 ・道路等の公共の場所から見えにくい位置となるように配慮し、植栽又は塀等により遮蔽するように努める。

※市町村が独自に良好な景観形成のための基準を設けている場合は、その基準を考慮する

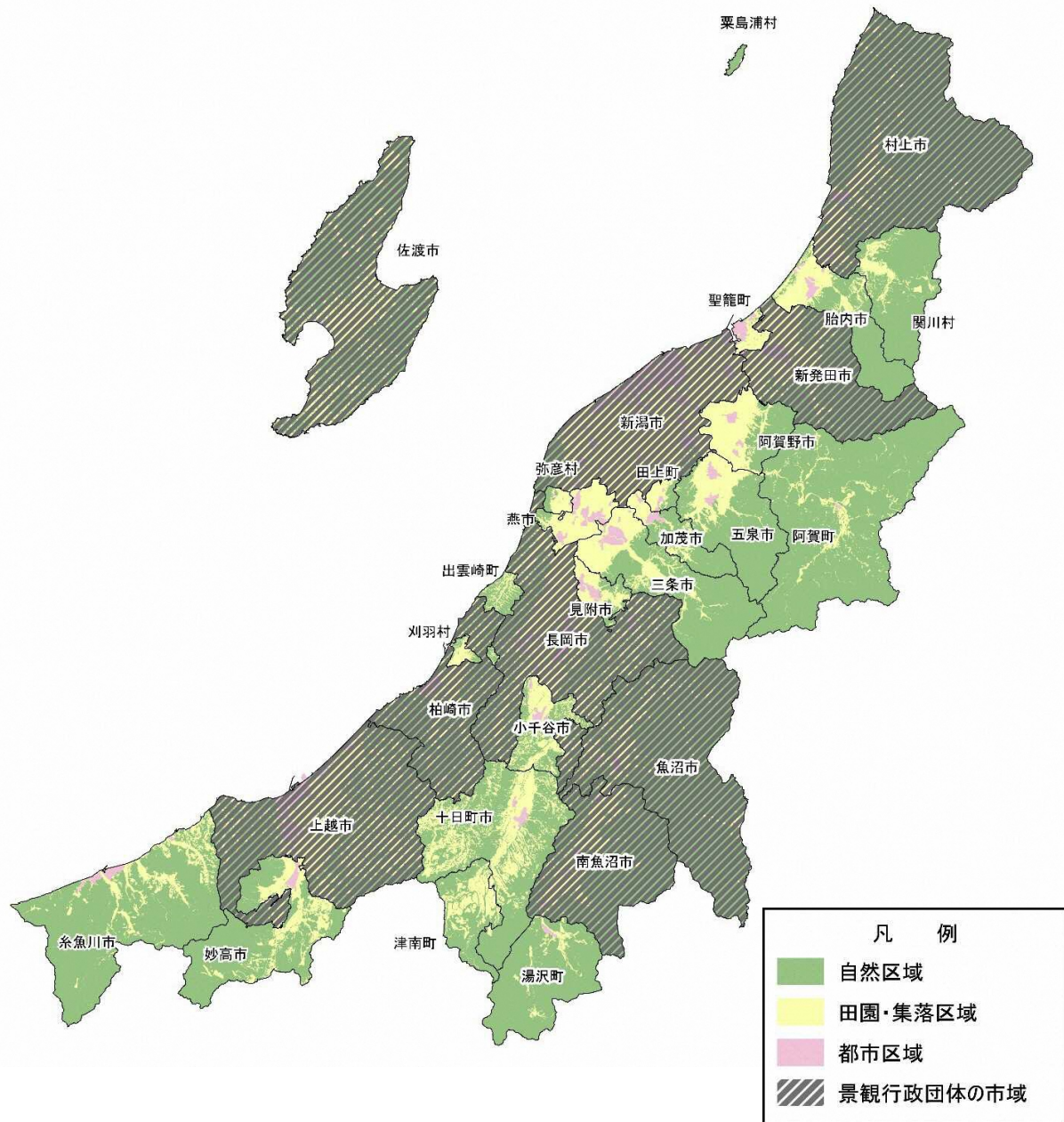
【色彩基準の色見本の例】

赤枠：避ける色彩（彩度6以上）

青枠：推奨する色彩（明度3以上8以下かつ彩度4以下）



別図2 新潟県景観計画区域のゾーニング



ゾーニングは目安を示すものであり、基準運用の際は周囲の状況により判断する。

- 都市区域 : 「土地利用基本計画図^{※3}」に定める「市街化区域」及び「その他の用途地域」の範囲
- 田園・集落区域 : 「土地利用基本計画図」に定める「農業地域」の範囲
- 自然区域 : 「土地利用基本計画図」に定める「森林地域」の範囲

※3 国土利用計画法に基づき作成された、土地利用基本計画図